

食安輸発1023第2号
平成21年10月23日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(タイ産マンゴー及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、タイ産生鮮マンゴーにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

タイ産マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

(1) RIXING (THAILAND) CO., LTD.が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、ピラクロストロビンに係る自主検査を実施するよう指導すること。

(2) 1の食品について、残留農薬（ピラクロストロビンを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあっては、対応可能となるまでの間、行政検査にて対応すること。

(参考)

1. 品名：生鮮マンゴー
2. 生産国：タイ
3. 輸出者：RIXING (THAILAND) CO., LTD.
4. 検査結果：ピラクロストロビン 0.08ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検疫所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21018435622号1欄）
6. 輸入者：日興フーズ株式会社